

生活福祉資金

福祉資金のしおり

福祉資金は、経済的な理由や、または障害などにより生活課題を抱えている世帯に対し、一時的な費用の貸付を行うことにより、課題の解決と世帯の自立を支援することを目的とする制度です。

制度の概要

○貸付対象となる「資金の用途」

福祉資金は、①生活上に解決が必要な課題があり、②その課題の解決のために一時的に費用が必要であって、③自らで工面できる費用では不足が生じるという場合に、その不足する費用を貸し付けるものです。

<貸付対象となる「資金の用途」の例（一部）>

- ・ 福祉用具などの購入
- ・ 資格や技能を修得するための学費
- ・ 住宅の補修、修繕
- ・ 障害者の社会参加のために必要な自動車の購入
- ・ 負傷又は疾病の療養
- ・ 住居の引っ越し
- ・ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費

○貸付限度額

○貸付期間

○償還期間

上記に例示したような「資金の用途」ごとに、貸付できる金額や、貸付する期間、または償還する期間が定められています。

詳細は、本しおり内の説明をご確認ください。

○貸付手続き

貸付を受けるためには、貸付対象となる世帯であるか、また必要な費用がいくらであるかについて書類により証明をする必要があります。

～生活福祉資金をご利用になる前に～

生活福祉資金貸付制度は、住み慣れた場所での生活を支援する「地域型の貸付」制度です。

貸付という性格上、負債として将来に負担を残すことになります。このため、貸付額は必要最低限に限らせていただくとともに、借り入れの相談時から償還完了に至るまでの間、「社会福祉協議会」と「民生委員」がその支援にかかります。

また、金銭的な必要性だけで貸付を行うのではなく、日常生活への支援などについても考慮しながら、貸付の実施を審査するため、借入申込から貸付決定までには、1か月から数か月の期間を要することがあります。

これらを十分にご理解いただいた上で、この資金をご利用ください。

兵庫県社会福祉協議会

貸付の対象となる世帯

(1) 兵庫県内に居住中で、同一地域に6か月以上居住している世帯

(2) 次の要件に該当する世帯

- 低所得世帯（世帯の収入が市区町民税非課税程度、または生活保護基準の1.8倍程度の所得の世帯）
- 障害者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方、または障害者自立支援法によるサービスを利用している方が属する世帯で、世帯の収入が生活保護基準の3.0倍程度の所得の世帯）※「資金の用途」により所得要件を緩和する場合があります
- 高齢者世帯（日常生活上、療養または介護を必要とする65歳以上の高齢者が属する世帯）

借受人と連帯借受人

(1) 貸付を受ける借受人（借入申込者）は、次の要件に該当する者となります。

- 20歳以上、65歳未満の者
- 世帯の生計中心者で、その貸付によって得られる支援を主に受ける者
- 就労などにより、償還可能な収入が見込める者

(2) 借入申込者が上記の要件に該当しない場合、借入申込者に代わってこれらの要件に該当する連帯借受人が必ず必要となります。

連帯保証人・貸付利率

(1) 原則として1名の連帯保証人が必要です。連帯保証人は、借受人と別世帯で、原則兵庫県に居住し、かつその世帯の生活の安定に熱意を有する者とします。

(2) 貸付利率は連帯保証人を立てる場合は無利子です。やむをえない理由により連帯保証人を立てることができない場合は据置期間経過後、年1.5%となります。

貸付対象となる資金の用途と貸付限度額等

資金の用途	貸付限度額	据置期間	償還期間
生業のために必要な物品の購入など	低所得世帯 280万円以内	6か月以内	7年以内
	障害者世帯 460万円以内		9年以内
資格や技能を習得するための学費など※1	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円	技能習得期間満了後6か月以内	8年以内
技能を習得するための学校への入学金など	50万円以内	6か月以内	3年以内
住宅の増改築、補修など	250万円以内		7年以内
福祉用具等の購入	170万円以内	3か月以内	8年以内
障害者の社会参加のために必要な自動車の購入	250万円以内		
中国残留邦人等の国民年金保険料の追納	513.6万円以内	6か月以内	10年以内
負傷又は疾病の療養 (療養期間が1年以内の場合) ※1 ※2	170万円以内		5年以内
介護・障害者サービス等の利用 (利用期間が1年以内の場合) ※1 ※2	170万円以内	1年以内	7年以内
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円以内		
冠婚葬祭	50万円以内	6か月以内	3年以内
住居の移転など			
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内		

※1 貸付する事由により、貸付額を月額で計算する場合があります

※2 特別な事情により療養または利用期間が1年を超える場合の貸付限度額は230万円

- (1) 生業のために必要な物品の購入などの場合、順調に展開しておられる事業への一時的な資金需要や、確実な収益が客観的に見込まれる開業等への資金が貸付対象経費となります。運転資金は貸付対象経費となりません。
なお、この場合には借入申込みに先立ち、事業の概要をもとにした事前相談が必要となりますので、詳しくは窓口でお尋ねください。
- (2) 資格や技能を習得するための費用の場合、資格等の取得後に就労することが、内定証明書等で確実に証明されることが必要です。
- (3) その他日常生活上一時的に必要な経費とは、年金保険料の滞納分の追納（据置期間中に年金給付が始まる場合に限る）や、夏季の冷房器具の購入にかかる費用、冬期の暖房にかかる燃料費の一括購入費用、給湯設備等の修繕など日常生活上不可欠な設備の整備に係る費用等です。
- (4) これ以外にも、貸付対象となる経費等にはそれぞれ要件が定められています。このため貸付対象として認められない場合があります。
- (5) 世帯の状況等や償還の見込みを考慮し、相談時や申請時に借入計画を見直していただく場合があります。
- (6) 偿還期間は、毎月の償還額が5,000円を下回らない程度となるように設定します。

障害者の社会参加のために必要な自動車の購入にかかる経費の留意点

- (1) 障害者の社会参加のために必要な自動車の購入にかかる経費については、次の場合を貸付対象とします。
- 障害のある方本人が、通勤や通院・リハビリを行う際、地理的な条件や障害の状態から公共交通機関の使用が困難であり、自動車の使用が必要であると認められる場合
 - 障害のある方と同一生計の家族が、障害のある方の施設への通園や通所、通院、リハビリ等の送迎のために、自動車の使用が必要であると認められる場合。
※これら以外の目的で使用するための車種・車両については認められません。
- (2) 車種・車両に関しては、排気量2000cc未満、かつ車両本体価格250万円以下の車両が対象となります。なお、既に世帯として車両を所有しており、追加の車両を購入する場合については貸付対象となりません。
- (3) 買い替えを行う場合については、現在所有している車が購入後7年以上を経過していることおよび走行距離が10万kmを超えていることが条件となります。また、現在使用中の自動車と同等またはそれ以下のグレードであることが条件となります。
- (4) 貸付にあたっては自動車税、自動車取得税の減免を受けていることが必要です。また、障害者本人が運転する場合については、運転免許証の交付日が障害者手帳の交付日より前であれば、免許更新センター等で実施する所定の運転適性確認を行っている必要があります。
- (5) 障害者本人が属する世帯と別世帯の者が車を利用する場合については対象となります。ただし、従前より扶養関係にあって、そのことが県民税・住民税課税証明書等により証明される場合については、貸付対象とする場合があります。
- (6) 貸付対象となる経費は、必要総額の内、車両本体価格のみとなります。重量税、任意保険加入費、手続き諸費用は貸付対象となります。
なお、カーナビ、エアロパーツ、オーディオセット、アルミホイール等のオプションとなる経費についても貸付対象となります。
- (7) 中古の車両購入を検討している場合については、審査期間中（1か月半以上）に取り置きが可能であることが必要です。
なお、友人・知人等の個人間による売買については貸付対象となります。
- (8) 申請時には、必要経費総額の20%以上を確保しておくことが条件となります。
- (9) 申請時や審査において、車両の使用目的や世帯の状況から、排気量2000cc未満、かつ車両本体価格250万円以下の車両であっても、車種やグレードについて見直していただく場合があります。

負傷または疾病の療養にかかる経費の留意点

- (1) 負傷または疾病の療養にかかる経費については、次の場合を貸付対象とします。
- 世帯の生計中心者または同一生計の家族が、負傷・疾病により医療費を必要とする場合。
(医師が必要と認めた移送経費、オムツ代、クリーニング代、本人の通院費を含む)
 - 世帯の生計中心者が、本人の負傷・疾病の療養もしくは同一生計の家族にかかる看護により、一時的に収入が減少する状態で、預貯金や各種手当・保険を活用しても生計を維持することが困難な場合の生活費（家賃、光熱費、食費、被服費等）
- (2) 貸付にあたっては、本会指定による医師の診断書にて、療養期間の見込みが立つ必要があります。慢性的な疾病であり、療養期間が特定できない場合については対象となりません。
- (3) 診療は健康保険または生活保護法の規定による診療指定機関であることが必要です。健康保険対象外の医療費については対象となりません。
- (4) 生計中心者が負傷・疾病により借入を行う場合は、疾病が完治後に稼働できる見込み、または年金受給等による収入増の見込みが立つことが必要です。その場合は、勤務先からの復職（継続雇用）を保証する書類、収入増を確認できる書類の添付が必要です。
- (5) 高額療養費給付・貸付や傷病手当等の各種保険にかかる手当の他、生命保険等の任意の手当も含め、他制度の利用により捻出できる医療費・生活費については対象となりません。
- (6) 生活費に相当する費用の貸付を受ける場合は、生活費の1か月当たりの積算根拠の内訳および根拠書類（各種支払領収書等）の提出が必要です。また併せて、直近3か月分の収入を証明する給与明細等の書類が必要です。なお、生活費については、直近3か月分の収入の平均額が貸付限度額となります。

住居の移転などにかかる経費の留意点

- (1) 住居の移転などにかかる経費については、次の場合を貸付対象とします。
- 世帯収支の安定を図るために、現在より低額な家賃の物件へ転居が必要な場合
 - 障害の状況等により、現住居では安定した生活の継続が困難であり、転居が必要な場合
 - 勤務先の変化等により、現在の住居からは通勤が困難であり、転居が必要な場合
- (2) 貸付対象とする経費は住居移転の際にかかる必要最低限の費用（敷金・礼金・初回家賃・引越し費用）および転居に伴う給排水設備や電気設備等を設けるのに必要な経費とします。
- (3) 従前の住居にある家財道具等の買い替えの費用や、不用品の処分にかかる費用、電気・ガス・水道等ライフラインに関する器具以外の物品購入に係る費用は、対象となりません。
- (4) 転居の理由が緊急性を伴わない場合や、現在より転居後の家賃が高額になり、今後の生活を圧迫するおそれがある場合については貸付対象となりません。
- (5) 友人・知人等の個人間における賃貸契約の場合は対象となりません。なお、申請にあたっては転居先の概要が記載された書類（重要事項証明書、公営住宅入居許可通知等）の提出が必要です。
- (6) 利用にあたっては転居先の市区町社会福祉協議会が受付窓口となります。なお、審査受付から送金まで約1か月半が必要となるため、あらかじめ転居先の確保について、不動産媒介業者等と調整が必要です。転居先が確保できない場合については、貸付対象となりません。
- (7) 転居後に生活保護を受給する予定の世帯は、事前に福祉事務所への相談が必要です。その場合は申請にあたって安定した収入を見込むことができる連帯借受人の設定が原則必要です。

貸付相談と申込み

- (1) 貸付相談や申込みの窓口は、原則として居住中の市区町社会福祉協議会（市区町社協）になります。
- (2) 借入申込みから審査・貸付決定までには1か月程度、その後送金を行うまで数週間の日数を要します。また、秋冬の受験シーズンなどは借入申込みが殺到するため、さらに時間を要する場合がありますので、計画的に相談・申込みを行ってください。
- (3) 生業のために必要な物品の購入などの場合は、借入申込みに先立ち、事業の概要をもとにした事前相談が必要となりますので、詳しくは窓口でお尋ねください。

貸付審査

- (1) 市区町社協にて書類等の確認後、申請を受理し、兵庫県社会福祉協議会（県社協）で審査を行います。

次のような場合は、審査により貸付不承認となることがあります

- 借入申込書に必要事項の記載がない場合、及び記載事項について客観的な証明ができない場合
- 借入申込み時期が遅く、貸付金の送金が納付期日までに行えない場合
- 借入申込後、申請書類が整えられず1か月以上経過した場合
- 資金の使途が、制度の趣旨や資金の目的と合致しない場合
- 本会及び各都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸付を受けた借受人・連帯借受人・連帯保証人で、返済が完了していない場合
- 就労や負債の状況から、貸付を行っても世帯の生計を維持することが困難と判断される場合。
またはその後の生活を圧迫する恐れがあると判断される場合
- 世帯員が自己破産、債務整理に基づく返済中、また、弁護士等に債務整理を依頼中の場合
- 世帯に暴力団構成員またはその関係者がいる場合
- 県社協が行う審査にあたって、各種調査に応じていただけない場合
- 民生委員の援助を拒まれる場合

次のような経費は、貸付対象の経費とは認められません

- 貸付金を交付する前に支払った経費（貸付決定後であっても、貸付金の送金前に支払った場合も含みます）
- 他で借入されている経費、または既に借入が決定している経費

- (2) 審査において、借受人、連帯借受人、連帯保証人の勤務確認や意志確認等を行います。
- (3) 特に申請内容に虚偽や真実でない点があった場合は、今後本資金に関する一切の申込みが不可能となり、また法的措置をとる場合があります。

貸付の決定

- (1) 審査により貸付の必要性が認められた場合は、貸付を決定します。ただし、資金の使途や償還能力等を勘案して、申込金額より減額して決定する場合があります。
- (2) 貸付決定（不承認）したときは、借入申込者に貸付決定（不承認）通知が送付されます。
なお、不承認となった場合の理由は公表しません。
- (3) 貸付決定の場合は、「借用書」により貸付契約を締結します。

資金の交付方法

- (1) 初回の送金は、本会が借用書及び契約時に必要な書類を受理後、原則、翌週の木曜日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に送金します。
- (2) 送金できるのは、本人名義の口座のみとなります。
- (3) 資金の用途が、技能の習得や療養などで6か月を超える期間に対し貸付を行う場合は、毎年9月中旬と3月中旬に、それ以降の6か月分の月額を一括して送金します。（初回の送金分を除く）
- (4) 送金前には、在学や療養等の状況確認を行います。定められた期日までに状況確認が行えなかった場合には送金を停止します。

届出義務について

- (1) 貸付を受け、物品の購入や業者等への支払をおこなってから2週間以内に、領収書や車検証などにより、貸付金使用の事実について報告してください。
- (2) 借受人、連帯借受人及び連帯保証人に以下のようないし由が発生した場合は、市区町社協または県社協まで速やかに連絡してください。なお、それら事由を証明する書類の提出を求める場合があります。
 - 住所、氏名を変更したとき。
 - 状況に著しい変化（死亡、破産、長期療養、生活保護受給等）があったとき。
 - 他の支援制度による給付・貸付の利用が決定したとき。
 - 連帯保証人の状況に著しい変化（死亡、行方不明、失業、破産等）があったとき。
- (3) 届出義務を怠った場合には、以降の送金を停止し、または契約終了し、一括償還を求める場合があります。

償還について

- (1) 償還は、据置期間後に毎月20日（土・日・祝日の場合、翌営業日）に借受人の指定金融機関口座から「借用書」の約定により償還していただきます。
- (2) 計画どおりに償還されない方は、督促状を送付するとともに、または法的措置をとる場合があります。
償還期日までに償還完了しなかった場合、残りの元金に対して年5%の延滞利子が加算されます。
- (3) 貸付金は、返済期限内であれば、いつでも繰上返済することができます。

その他の

- (1) 生活保護を受給している世帯の場合は、あらかじめ福祉事務所のケースワーカーにご相談のうえ、市区町社協にご相談ください。

借入申込みに必要な書類

- (1) 借入申込みにあたっては、以下の申請要件の事実を証明する書類が必要です。
- (2) 書類は「コピー可」とされているものを除き、原則として原本を提出してください。
- (3) 提出書類が重複する場合、当該書類1部の提出で構いません。
- (4) 審査のため、書類の発行元に内容確認を行う場合があります。
- (5) 申込内容によっては、「借入申込みに必要な書類一覧」に掲げるもの以外に書類の提出を求める場合があります。
- (6) 審査のために提出された書類は、貸付審査の結果にかかわらず原則として返却しません。

【本人確認及び世帯の収入状況の分かる書類】

提出書類		
1	<input type="checkbox"/> 世帯全員分が記載された住民票（または外国人登録原票記載事項証明書）	原本
2	<input type="checkbox"/> 県民税・住民税課税証明書（20歳以上の世帯全員分）	原本
上記書類が提出できない場合や、上記書類では世帯の収入状況を証明できないと考えられる場合（証明書の証明期間以降に就職した場合など）は、以下のような書類の提出で変えることができます。ただし、発行元の確認できるものでなければなりません。		
	<input type="checkbox"/> 給与明細 <input type="checkbox"/> 給与等の収入が振り込まれている通帳 <input type="checkbox"/> 給与額が記載された在職証明書	コピー可

【借入必要な事由の事実が確認できる書類】

提出書類		
1	<input type="checkbox"/> 在学証明書や合格通知書、受験票または検定料納付書の控え <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 医師による診断書 <input type="checkbox"/> 介護サービス計画書	コピー可

【借入費用の詳細が確認できる書類】

提出書類		
1	<input type="checkbox"/> 必要費用の総額が明らかとなるもの（請求書、見積書等）	コピー可

【連帯保証人分】（同一世帯でない連帯借受人の場合も含む）

提出書類		
1	<input type="checkbox"/> 県民税・住民税課税証明書	原本

○申込み・相談窓口

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 生活資金部
神戸市中央区坂口通2-1-1 県福祉センター内
TEL 078-242-7944

受付時間：9:00～17:00（土日・祝日、年末年始を除く）

またはお住まいの市区町社会福祉協議会へ